

第12部 審査の進め方

第1章 概論

121 審査手続に関連する主な条文

意匠法第16条（審査官による審査）
意匠法第17条（拒絶の査定）
意匠法第17条の2（補正の却下）
意匠法第18条（意匠登録の査定）
意匠法第19条において準用する特許法第50条（拒絶理由の通知）
意匠法第19条において準用する特許法第52条（査定の方式）
ジュネーブ改正協定第12条（拒絶）

121.1 審査の基本方針

審査官は、意匠登録出願について、意匠権が付与されるべきものかどうかに関わる実体的な審査を行う。審査官には、高度な専門知識のもとに、公正な判断を行うことが求められる。

審査にあたっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 迅速性、的確性、公平性及び透明性を確保することに留意しつつ、審査基準等の指針に則って、統一のとれた審査をする。
- (2) 先行意匠調査及び登録要件等の判断に関し、審査の質の維持と一層の向上に努める。
- (3) 出願人及び代理人（以下単に「出願人」という。）との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をする。

121.2 審査手順の概要

以下に審査手順の概要を示す。それぞれの手順の詳細については、「第2章 各論」を参照のこと。また、実体審査の主な流れを図に示す。

- (1) 意匠登録出願に係る意匠の認定（→ 122.1）
審査は、意匠登録出願に係る意匠（以下「本願意匠」という。）を認定するところから始まる。意匠の認定においては、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて総合的に判断する。また、意匠法第3条第1項柱書、第7条、第8条の要件についても検討する。
- (2) 先行意匠調査（→ 122.2）

先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、第3条の2）、先願の要件（意匠法第9条）及び関連意匠の要件（意匠法第10条）の判断に資する①先行意匠、②公然知られた（又は広く知られた）形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、①と②を併せて「先行意匠等」という。）を発見するために行う。

(3) 新規性、創作非容易性等の検討（→ 122.3）

先行意匠調査にて発見された先行意匠等の内容が、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、第3条の2）、先願の要件（意匠法第9条）又は関連意匠の要件（意匠法第10条）に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて検討する。

また、その他、意匠登録出願が意匠法第17条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

(4) 拒絶理由の通知（→ 122.4、122.5）

検討の結果、拒絶理由を発見した場合は、拒絶理由を通知する（意匠法第19条において準用する特許法第50条）。拒絶理由は、できるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。

国際意匠登録出願の場合には、国際事務局に対する拒絶の通報（ジュネーブ改正協定第12条）により拒絶理由の通知を行う。

(5) 意見書又は手続補正書が提出されたとき（→ 122.6）

意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

手続補正書が提出された場合は、出願当初と補正後の各々の意匠について比較し、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨が変更されていないことを確認する。

願書又は図面等に対してなされた補正が、意匠の要旨を変更するものであるときは、その補正を決定をもって却下する。

(6) 査定（→ 122.7）

拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第18条）。

また、意見書又は手続補正書の内容を検討しても、通知した拒絶理由が解消されていないと判断したときは、拒絶査定をする（意匠法第17条）。拒絶査定に際しては、通知した拒絶理由が解消されていない具体的な理由を平明な文章で記載する。